

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成30年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年1月29日

奈良県監査委員 斎藤 信一郎

同 森田 康文

同 田尻 匠

同 小林 誠

監査の特定事件（テーマ）

債権管理に関する財務事務の執行について

【監査の結果及び意見一覧（抜粋）】

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	第2 奈良県の債権、未収金の概要	
	6 県に対する総括的な結果又は意見	
41頁	<p>総括4（意見）</p> <p>税外収入の延滞金等の計算に用いる割合については、昨今の経済情勢を踏まえると相対的な割高感否めないから、是非とも見直すことが望ましい。併せて、収入を生じさせる原因となる事業の趣旨に鑑みて、一定の事業に係る収入については延滞金を軽減する、あるいは徴収しないことも可能となるよう、条例改正も含めた検討をすべきである。</p>	<p>平成14年4月1日に貸与条例を廃止しているため、条例・規則による延滞金の割合の変更は、できない。延滞金を軽減する、あるいは徴収しないことも可能となる仕組みについて、関係部署、同様の貸付金を取り扱う部署と情報共有を図りながら検討していく。【人権施策課】</p> <p>他部局とも連携し全体的な統一感をもって制度の見直しを検討していく。【医師・看護師確保対策室】</p> <p>奨学金の延滞金利率については、他の都道府県の延滞金の状況について情報収集を行うとともに、庁内の関係部署と連携しながら検討を進める。</p> <p>また、延滞金の軽減もしくは不徴収等の課題については、生活困窮者に対する貸付金に共通するものであり、庁内の未収金対策推進連絡会議等の場で、情報共有を図りながら検討を進めていく。【学校支援課】</p>
	第6 看護師等修学資金返還金	
	2 貸与の手続	
100頁	<p>(3) 結果又は意見（結果）</p> <p>県は現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべきである。</p>	<p>字義的な整合性がとれるよう記載内容を検討し、様式を改正する。【医師・看護師確保対策室】</p>
101頁	<p>(3) 結果又は意見（意見）</p> <p>一括貸与願書で複数月分の一括貸与申請があった場合は、できるだけ早い時期に貸与するのが望ましい。</p>	<p>申請対象期間の初月に貸与できるよう平成31年度から貸与スケジュールを見直しし、各四半期初月の貸与が実現している。【医師・看護師確保対策室】</p>
	3 延滞金	
103頁	<p>(3) 結果又は意見（結果）</p> <p>県は修学資金の返還の延滞者に対し、延滞金等の徴収をすべきである。</p>	<p>通常の督促活動とあわせて年2回程度のペースで現況報告を求めている。要件を満たしていないと判断される債務者を判別のうえ、延滞金の徴収方法は他部局と情報共有を図りながら検討していく。【医師・看護師確保対策室】</p>
104頁	<p>(3) 結果又は意見（意見）</p> <p>貸与条例における延滞金等の割合の変更を検討することが望ましい。</p>	<p>他部局とも情報共有し全体的な統一感をもって利率の見直しを検討していく。【医師・看護師確保対策室】</p>

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	第11 同和对策専修学校等修学資金等貸付金	
	2 分割納付	
143頁	(2) 結果又は意見 (意見) 県は分割納付の対象とした債務者の支払能力について、今後も定期的に調査を行い、賦払金の額(分割納付月額等)の見直しについて継続的に検討されたい。その調査においては、単に債務者等への事情聴取にとどまることなく、各種証明書等に基づく客観的具体的な検討にまで踏み込む必要がある。	各種証明等に基づいた分割納付債務者の支払能力の確認及びその能力に応じた賦払金(分割納付月額等)の見直しについては、各部局での貸付金制度の調査・認定方法等に対する基準や考え方について情報収集し、他の貸付金制度との公平性を確保しつつ、どのような対応が可能なのか検討していきたい。【人権施策課】
	3 延滞金	
146頁	(2) 結果又は意見 (結果) 県は修学資金の返還の延滞者に対し、延滞金等の支払いを求めるべきである。	延滞金の支払いについて、関係部署、同様の貸付金を取り扱う部署と情報共有を図りながら検討していく。【人権施策課】
146頁	(2) 結果又は意見 (意見) 貸与条例の延滞金等の割合の変更を検討することが望ましい。	平成14年4月1日に貸与条例を廃止しているため、条例・規則による延滞金の割合の変更は、できない。延滞金を軽減する、あるいは徴収しないことも可能となる仕組みについて、関係部署、同様の貸付金を取り扱う部署と情報共有を図りながら検討していく。【人権施策課】
	第15 修学支援奨学金貸付金元金収入等	
	1 概要	
179頁	(6) 結果又は意見 (意見) 県は、平成31年度に運用が予定されている奨学金管理システムの更新において、課題を解決する仕様に更新することが望まれる。	平成30年度に奨学金管理システム再構築を行い、従前のシステムで発生していた動作環境の障害等に対応したシステム更新を行った。【学校支援課】
	2 貸与の手続	
182頁	(3) 結果又は意見 (結果) 県は現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべきである。	現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の一部改正を行い、令和2年4月1日から施行した。【学校支援課】
	3 延滞金	
184頁	(3) 結果又は意見 (結果) 県は奨学金の返還の延滞者に対し、延滞金等の支払いを求めるべきである。	奨学金に係る延滞金の徴収については、他の都道府県の延滞金の状況について情報収集を行うとともに、庁内の関係部署と連携しながら検討を進める。【学校支援課】

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
185頁	<p>(3) 結果又は意見 (意見)</p> <p>貸与条例の延滞金等利率の変更を検討することが望ましい。</p>	<p>奨学金の延滞金利率については、他の都道府県の延滞金の状況について情報収集を行うとともに、庁内の関係部署と連携しながら検討を進める。【学校支援課】</p>